



酪農における協同組織とその問題点

堂本, 高明

(Citation)

兵庫農科大学農業経済, 3:69-98

(Issue Date)

1958-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81006227>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81006227>



酪農における協同組織とその問題点

堂 本 高 明

ま え が き

現在、農民のすべては従来の自給自足的現物経済の農業から所謂商品生産的農業に従事する。従つて、この農業から生産される生産物の商品化は、それが農家階層による差はみられるが、そのほとんどを綜合農業協同組合或は各生産部門別に創設した単一組合の組織を通じて貨幣化しているといつてよい。即ち、協同組合を資本主義の諸条件のもとにおいてこれらの組織を通じて小生産者である自からの利益ないし希望の表現者としての位置を与えている。

このように農民が商品としての生産物の生産から貨幣化—商品化—の全過程を通じて資本主義経済の支配下にあることは多言を要しないが、この諸条件下において影響をうける農民の利益をまもり、経済的地位の向上を目的の主眼とする農業協同組合が、農民自からの組織として或は経済事業体として果す役割は重要なものがある。しかし、現状はその役割を充分に果していないことは覆うことのできない事実であろう。勿論農業協同組合の経済事業体としての進展は、それが存在するところの社会経済的な諸条件によつて影響をうける以上絶対的なものではあり得ない。

本稿で問題とする酪農協同組合は、綜合農業協同組合のもつ欠陥を補いこの組織に代位すべく、販売・技術指導事業を中心として——特に牛乳の販売即ち流通過程に事業の支点をおくものが多いのであるが——設立されている。この酪農協同組合が、商品生産部門の中にあつても特に牛乳の生産販売という高度の商品生産部門を基盤として成立しているのであるから、これが独占資本—乳業資本—の支配下にあつてどのように運動しているのか。その機能の実態を見極め性格を浮彫りにすることは、酪農民の組織として酪農協同組合が機能化する上において、或はこれに接近する意味においても必要なことと思われる。

このような意味から、兵庫県中部において水田酪農地帯として顕著な發展を示している氷上酪農の酪農協同組合を事例として取りあげてみようと思ふ。

一 協同組合の本質についての諸見解

協同組合の本質は、それがおかれている社会経済機構下において組織体としてどのように機能化しているかということに求められる。換言すれば、わが国における独占資本主義機構のもとで、協同組合がどのような役割を果しているかということになる。従つて、剰余価値の生産を基本法則とする資本主義経済にあつて、協同組合が機能化するの、それが利潤の否定ないしはその経済機構をくつがえすことではない。

戦前の協同組合理論は、近藤、井上両教授によつて従来の理論の貧困から脱すると共に、それまで支配的であつた協同組合主義⁽¹⁾を踏破する労作があげられる。

近藤教授は、その序文において「協同組合運動は高度の資本主義社会においては、資本の独占的狀態に應ずるところの合理化された流通組織への運動である。それは一方においては商業利潤を節約し、他方においては農民を弥々多く独立小生産者（商品販売者）とすることにより大なる規模における資本の拡張再生産を可能にする。即ち農民経済をより

多く資本主義化することによつて、一定の制限のもとにおいてではあるが社会の生産力の發達に寄与する。それは同時に新しい矛盾を生み出すものであることは言うまでもないが、かゝるより高い資本主義の段階へ一步でも近づいための任務を担うところのものとして協同組合は意義をもつものである」と指摘され、協同組合が資本制生産のもとで果す役割は、それが商業資本の節約による流通過程の合理化に求められる。即ち、協同組合の目的とするところは商業利潤であり、その機能の本質が生産過程ではなくて流通過程にあることを指摘しておられる。

このように、戦前の協同組合論は所謂商業資本ないし高利貸資本の合理化をその論拠として構成されており、その意味からすれば産業資本に対する貢献に終ることになる。そして、現在の資本主義のもとにおける協同組合の機能を商業資本的なものとして把握する限り、その果す役割は必然的に狭小化し、従来いわれてきた「商業利潤の排除ということ」は、協同組合のある段階における社会的機能であつた⁽³⁾ということになる。独占資本主義経済における独占資本が「最大の利潤をつかもうとし、商人ないし商業資本が雲のように増加することは、商業利潤の個々の商人ないし商業資本への配分を少くしている」⁽⁴⁾のであり、社会体制の發展はかつての商業資本の節約という従来から指摘されてきた協同組合の主要機能を制限してきているとみななければならない。

この独占資本主義経済のもとにある協同組合が、どのように把握されているかをみると二つの見解に大別することができる。

第一は、協同組合を経営体として把握するものである。例えば、風戸伊作氏が「……農業協同組合といえども資本主義社会における一個の資本の集合的組織であることはまさに明確であつて、この明らかなるべき資本の姿が構成員が小農民層を支配的にもつところでは、農業協同組合自体の資本主義的發展が不明確になるためその本質を見究めることがやゝ困難ではあるが、まことに「疑いもなく、協同組合は、資本主義国家の内部においては、一個の集合的な資本主義制度である」⁽⁵⁾と、レーニンの言葉を引用して指摘されるところは、農業協同組合の経営が独立した一個の資本として運

用されるものであり、従つて、このことは当然独占資本主義の經濟法則に従つて合法的な介入を追求することを意味する。従つて、現段階における農業協同組合の機能が「独占資本の農民支配を実現するためのパイプの役割を果している……」⁽⁶⁾という結論を導き出される。

このように、現在の農業協同組合の機能を規制する独占資本主義社会を前提として農業協同組合を一個の経営体として把握する見解に対して、事業形態から農業協同組合の特質を検討することによつて資本としての特殊性を指摘される美土路達雄氏の見解がある。⁽⁷⁾ 氏の見解は協同組合を「機械制協業段階に達した近代的な資本の圧力を、前期的資本の收奪という歴史的現実的資本主義市場条件の下で、構成員自らの自立性を保ちつゝ、生産・流通の諸手段ないし労働を集団化しそれによつてその両者に対抗せんとする經濟組織である」と、協同組合を經濟組織体として規定される。そしてこの經濟組織体の構成員である個々の組合員の労働ないし生産手段の部分的集團化は、協同組合を経営体に転化せしめるものである。こうした性格をもつ経営体としての協同組合は、「組合的協業による生産力の發展」と「組合的協業から分業に通じる雇傭労働の代替」とによつて資本としての性格をもつようになる。この組合資本としての性格は、これが構成員からはなれて独立して存在し得ないから、それは当然完全な資本としての運動化が制限され「不完全資本」として機能化する。しかしながら、資本としてこのような特殊性をもつた協同組合資本もその運動法則において二つの發展方向をとる。即ち「……資本主義的競争の条件のもとでは、その経過性をのぼりつめ、その限界たる不完全性をつきこえて、完全資本化する……」方向即ち組合資本の營利資本化傾向と、今一つより基本的なものとして「組合資本の反對物への転化」傾向即ち「独占資本のパイプ」として機能する傾向をもつという組合資本の二面性を指摘される。⁽⁸⁾

たしかに協同組合は、組合員の要求をみたすための経営体としての面と実質的機能面において独占資本の利潤形成のパイプとしての両面的性格をもつている。換言すれば、協同組合がその機能を遂行し得るためには資本主義生産様式の發展と商品市場の形成を前提とする場合においてその可能性をもつところに本質を求めることができるといふ。従つて、この

ような經濟機構の下にある協同組合の機能は、前資本主義的生産の状態にある農民を基盤として結集する再生産事業体として把握することができる。しかし、この再生産事業体は資本主義的企業体としての私的事業体とは異り、集合的事業体であり、これがそのまま、資本主義的企業体として發展する可能性はない。このように把握するならば、農業の發展に伴つて商品生産に従う農民の要求が多面的となると共に、複雑な市場活動が当然要求されよう。従つて、事業体としての協同組合は多面的性格を保持するか、さもなければ各商品生産部門の發展の中で市場の要求に応ずる生産部門別特殊事業体が前者に代るものとして機能する。換言すれば、独占資本の系列のもとに設立されたものと農業生産部門の分化ないしその進展に対応して組織され、その存在意義をもつている二形態に分ち得る。即ち、綜合と特殊の二つの形態である。特に特殊組合と名付けられる商品生産部門別農民組織は、農民の經濟行為を代行している綜合農業協同組合が實質において独占資本の補助機能的存在であることからこれに代位するものとして生じた場合と、独占資本ないし市場との接触から、これらの育生による場合があるが、その何れにおいてもこの種の組織は勿論資本ないし市場の条件に当然規制される。このように把握するならばこゝで問題とする酪農協同組合も機能の本質においては他の農民組織の例外ではない。こゝで酪農協同組合について、その一般的性格を考察しておかなければならない。

わが国における乳牛飼養は、都市周辺の專業搾乳業者をもつてはじめとし、農村にあつては飼養奨励の意味をもつてそれが多くは地主富農層によつていた。この專業搾乳業者或は地主層による飼養から一般化したのは、「貸付牛」の形態によるものが多く年代的には大正末期からである。従つて、酪農組合も歴史的には日の浅いものであり、その組織化形態も自然発生的組織化或は當時の産業組合の働きかけによる独立化というよりも、むしろ乳業資本の積極的な働きかけないしはこれとの技術經濟的依存關係をもつことによつて組織・運営されてきたものが多い。即ち酪農業の一般的普及は、乳業資本による乳牛飼養の奨励、これがための資力ないし技術の後援によるものであり、通常酪農家の組織もこの乳業資本に依存して發展したものが多し。換言すれば、乳業資本とのこのような關係は、組織或は酪農經營それ自体

をして乳業資本の必要に適應するに容易な手段を供する形態として進展しているともいえる。従つて、酪農協同組合が牛乳の生産・商品化において綜合農業協同組合に代位する獨立組織として乳業資本に對位するためないしその獨立性を阻む条件が何辺にあるか、また事業体としての經濟的合理性をどのように追求しているかを把握する必要がある。

- (1) 那須皓・東畑精一著「協同組合と農業問題」 四六四～六五頁参照
- (2) 近藤康男著「協同組合原論」
- 井上晴丸著「日本協同組合論」
- (3) 近藤康男著「統貧しさからの解放」 二三頁
- (4) 近藤博士 前掲書 二九頁
- (5) 風戸伊作氏「農業協同組合理論の反省」 農村研究 第四号 五一頁
- (6) 綿谷赴夫氏「戦後独占資本主義下の農業協同組合」 「農村問題講座」 第二卷 一九三頁
- (7) 美土路達雄氏「協同組合の組織と經營に関する一試論」 「協同組合の組織と經營」 一九九頁
- (8) 美土路氏 前掲論文 二〇八頁
- (9) 美土路氏 前掲論文 二一三～七頁

二 氷上酪農協同組合の変遷とその成立基盤

I 酪農協同組合の変遷

当郡における農民による乳牛飼養は比較的古く、大正一四年といわれるから三〇余年の歴史をもっているわけである。大正一四年以前には牧場形態で二、三頭が飼養されていたにすぎない。しかし、農業經營多角化の一策として一部識者の間で乳牛の導入が考えられ、まず大正一四年九月産業組合法による畜産販売購買利用組合を設立し、しかる後に

第1表 乳牛飼養頭数の変遷

年次	飼養頭数(A) 頭	搾乳牛頭数(B) 頭	B/A %	種牡牛頭数 頭	搾乳量 石
大正14	56	—	—	—	27
昭和5	90	—	—	—	914
9	290	—	—	—	2,368
13	379	297	78.3	3	5,539
15	677	342	50.5	8	6,535
18	1,380	707	51.2	10	11,883
20	1,380	710	51.4	10	9,568
23	953	517	53.9	6	4,541
25	1,263	658	52.1	5	11,255
27	1,834	957	52.2	5	22,587
29	2,270	1,121	49.4	3	26,959
30	2,431	1,201	49.4	4	27,224

酪農における協同組織とその問題点

同一月静岡・石川両県より一頭の乳牛を導入しこれを指導者が飼養するという方法がとられている。従つて、組合の主要機能は乳牛の斡旋による飼養普及と牛乳を販売することにおかれていた。このように、当酪農協の前身は当時の産業組合の働きかけによつて成立したものであり、当時の地主ないしは富農階層を軸として組合は機能化すると共に、乳牛の飼養においても当然これらの階層が中になつていたといえる。このように当地域における乳牛の導入は、近郊地域にみられた委託飼養形態ではなく、牛乳の販売という形態が頭初からとられていたことが一つの特徴である。大正一五年における牛乳販売先・量及価格をみると、大阪一村牛乳店に四一石三七〇合、一、三二二円二〇銭、豊中志方研究所に一七〇石六九五合、四、四八八円二九銭、郡内営業者へ一三三石〇一二合、四、五二二円〇四銭、合計三四五石〇七七合、一〇、三二二円五三銭と記録されている。即ち、生産乳の六一六割が大阪に送乳されていたことになる。当時においては、市乳供給源地域としては限界地点であつたと推察される。昭和五年には牛乳共同処理所を創設して芽生えてきた酪農を保護伸長させることに努める傍ら昭和初期の不況期を生乳の一部バター製造直売に転化する策をとることによつて余乳を処理すると共に乳牛飼養の漸次的な一般化を志している。

従つて、創設後一〇年に満たない当時の組合機能の主体は、集乳・処理・一部加工・販売という全流通過程を掌握して乳牛飼養を普及するにあつたということが出来る。

しかし、わが国における酪農の発展が通常乳業資本との結びつきに求められるように、本部においてもそれが例外ではない。昭和五年に日本アルメン株式会社、同一三年に明治製菓株式会社、前記会社工場を譲渡

と、従来の処理加工販売の基礎を乳業資本に求め、これとの結びつきによつて酪農を發展せしめる途をえらんだ。即ち乳業資本導入の主要因は、漸次増加してきた牛乳の処理販売に組合の機能が応じられなくなつてきたこともその一つではあるが、或程度の酪農地域としてのまとまりをもつてきたところにおいては乳業資本の進出は当然企業採算の上からみて考えられることである。組合としては、販路の固定した乳業資本の導入による流通過程問題の解決という一番容易な方法をとると共に、自からその組織を所謂特約組合化したのである。当該地域における乳業資本の進出期は、わが国の農家経済によりやく商品経済の滲透がみられると共に農産物として最大の商品化率を示すものの一つである牛乳生産の伸張期でもあり、従つて牛乳ないし乳製品の需要も増大してきた時期であつた。

以後組合としては昭和一三年に飼料配合所、飼料倉庫の設置、一五年には乳犢牛市の開催等組合事業の拡大進展をみることができ、これらが主として流通過程を通して組合員と結びついているところに特徴がある。他方、乳牛の飼養頭数も乳業資本の導入を契機として劃期的な増加を示している（第一表）。これが原因は、販売市場の固定をその一つとしてあげることができよう。

戦後、昭和二四年一〇月に農業協同組合法により前記畜産販売購買利用組合の事業を継承する現在の酪農協同組合を設立した。事業継時の乳牛頭数は一、一三九頭、搾乳総量七、九九三石、一日平均二一・八石である。二五年に明治乳業工場内に飼料配合事業を復活している。このことは、当時における当該組合と乳業資本との結びつきの程度の一端を示すものといえる。二六年に独立した飼料配合所を建設し、二七年には人工授精所の設置、県立酪農講習所の誘置と近年に至つてようやく酪農技術ないし経営指導の機能が軌道にのつてきている。しかし、三一年頭初に牛乳二社取引をめぐる組織内部の対立は、従来の役員ないしその事業批判の形で顕在化し現在は一応形式的一元集荷二社取引を実現し二社間の乳代はプール計算の方法をとつている。この点については後述する。

当該酪農協同組合の足どりの素描は以上のようなようであるが、これが組織化の前身においては下からのもりあがりよりも

むしろ当時の産業組合の指導者層によつて組合が設立され、しかる後に乳牛の導入普及を図つたのであり現在の酪農業発展の一端を担つたものとしては指導者の努力と、すぐれた指導力があつたことをあげておく必要がある。

II 酪農協同組合成立の基盤

水上郡における乳牛の飼養は、既述のように比較的古いものがあるがその基盤は非常に零細な水田を主として成立つてゐる。即ち、農家一戸当りの平均経営規模は水田四・五反、畑一・二反と狭小で経営面積一町、乳牛二頭といわれる。一般的飼養規模からみてこの水田を飼養の基幹要素とすれば乳牛は一頭の飼養を可能にするにすぎない。そのうえ、裏作の可能な水田は全体の六・七割、水稻反収二・三石程度であるから必ずしも農業経営にすぐれた条件であるとはいえない。

第2表 水上郡地域の地目別面積

区分	面積	割合	農家 一戸当
	町	%	反
総面積	49,783		
田	5,777	11.6	4.5
畑	1,478	3.0	1.2
原野採草地	2,846	5.7	2.2
山林	37,106	74.5	28.9
宅地その他	2,576	5.2	2.0

第3表 酪農協の概況

区分	総数	一戸当
組合員	1,673 ^戸	
乳牛頭数	2,431 ^頭	1.4 ^頭
内 18ヶ月以上	1,774 (1,200)	1.06
18ヶ月未満	657	0.4
種牡牛	4	
年間受託乳量	27,222 ^石	22.61 ^石
乳代金	126,591 ^{千円}	105,500 ^円

註 昭和31年3月31日現在
()の数字は搾乳中のものを示す

昭和二五年センサスを基礎資料として当該地域の農業構成の主要点をあげると次のようである。

第一は、兼業農家が七・五七割を占め非常に多い。このうち第一種兼業農家が四・六三割を占め兼業化の著しいことを指摘することができる。このことは、県全体にもいえることで兼業農家七・五八割のうち第一種兼業農家が四・三二割を占めてゐる。この点では、当地域はほぼ県平均に近く、或意味では県農業の縮図地域と

酪農における協同組織とその問題点

みることもできよう。

第二は、農地改革の当然の帰結でもあるが全農家の六・三九割、経営耕地面積では六・六五割が自作農家で占められている。これに自作小作農家を加えると、農家戸数において九・三五割、面積にして九・五四割を示し自作的色彩が強い。しかし、この点からみて狭小面積ではあるがかなりの小作地の散在していることをうかがうことができる。従つて、当地域では土地貸付農家であると共に自作農家即ち中農的性情のものがかなりあると推察する。

第三は、自作中農的性情を具有するとはいへ既述のようにその経営規模は非常に零細である。即ち、五反未満の農家が五割を占め、五反ないし一町農家が四・一八割で農家平均五・七反の経営面積である。従つて、農業労働者の兼業化或は補足生産部門（例えばこゝに酪農）の拡充強化によつて農業の再生産を可能にしているともいえる。

第四に、主要な労働手段である農機具の普及状態をみると動力脱穀機が四、一六五台でその普及率は三・二五割であるが、耕耘段階においてはほとんどみざるべきものがない。即ち、脱穀調整段階で農機具のほとんどが占められている。これは湿田の割合が比較的多いことによるのであろうが、乳牛飼養との関連から注意しておくべき事項であらう。

乳牛の飼養は、このように非常に零細な農業を基盤としてはほとんど全町村に及んでいるが、その飼養頭数は二、四三一頭、搾乳量一日約七四・六石である（第三表）。しかし、この乳牛飼養農家は全農家一二、八一九戸のうち一、六七三戸であるから、その割合は一・二二割を占めるにすぎない。乳牛の飼養頭数が漸増傾向にあるとはいへ、一戸当たり平均頭数は一・四頭でありこれが全町村に分散して飼養されているわけである。わが国酪農業の特質ともいうべき、極度の零細規模を基盤とする分散飼養を当地域においても一般的特質として指摘することができる。

いま一つ、当地域酪農業の特質を農業労働者の兼業化の傾向から指摘することができる。即ち、農業における経営規模の零細性の故に、これのみに生計を依存ないしは労働力の完全消化をはかり得ないで勢い兼業化の傾向を示すことをその一面とみれば、他面において、五・七反の経営規模に基幹生産部門として比較的安定した米麦作を求めると共に、

その零細性を補う現金収入源を兼業化に求めずに補足生産部門をおくことによつて、経営を多角化してその零細規模を充分に活用する一方式としてこれを酪農に求めているわけである。即ち、こゝにおいては所謂専門化された酪農ではなくして、補足の生産部門としての酪農を意味している。従つて、この補足の生産部門としての意義は、その生産物（牛乳）価格が相対的に下落しても経営を持続することを可能にする。即ち、この種生産部門において投下される労働は主として、客観的評価に乏しい自家労働によるものであり、たとえそれが客観的に評価される基点があるとしても、これが零に近くまで評価されるまでは継続するものと考えられる。従つて、当地域における酪農を補足生産部門の一つとして把握する限りこの経営には多分に強韌性を認めることができる。

三 酪農協の構成

組合定款、第一条の目的としてあげるところによれば「此の組合は酪農民が協同して酪農生産力の増進と組合員の経済的社会的地位の向上を図り延いて国民経済の発展に寄与すること」とうたつており、これは経営経済技術を中心としたものであるといえる。

この組合の構成基盤は水上郡一円とされており、各部落の任意申合組合七七を実行組織単位として組織の中に部落が入り込んでいる形態をとつている。組合員となるための規定は、地区内に居住ないし地区内において乳用牛を飼養する個人で、出資一口以上（五〇〇円）、一口までを全額一時払込を要する。これ以外に、地区内に住所があり組合施設を利用することが適当であると理事の過半数が認めた場合は、準組合員として組合施設の利用及び総会での傍聴発言が許される。この場合勿論議決権は与えられていない。このように、当酪農協は出資組合でありその財政の基礎は、出資金と賦課金及び毎事業年度剰余金の一〇分の一以上の積立金である。賦課金は、事業に必要な経費にあてるためとされ賦課金額、徴收時期及びその方法は総会で定めることにしている。実際には、指導事業のために一人当一〇〇円を徴收し

第4表 水上郡酪農協經常予算（昭和31年）

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
購買収益	100,000	購買費用	20,000
販売収益	3,205,000	販売費用	100,000
内受託販売手数料	2,460,000	事業管理費用	5,525,000
犢牛販売手数料	745,000	内人件費	2,250,000
加工製造収益	1,400,000	指導費用	900,000
指導収益	300,000	指 導 費 用	900,000
種 牡 牛 管 理 收 益	2,165,000	種 牡 牛 管 理 費 用	1,115,000
事業外収益	510,000	種 事 業 外 費 用	20,000
	7,680,000		7,680,000

ているが、牛乳販売代金の二〇〇分の二及び犢販売代金の二〇〇分の四の一〇分の六の徴収もこの賦課的性質をもっている。出資の状態は、三〇年度末組合員数一、六四五名、出資総口数五、八六二口（一人平均三・五口）払込済出資金額二、九三一、〇〇〇円（一人平均一、七五〇円）となっている。

昭和三一年度經常予算から財政的基礎をみれば、牛乳受託販売手数料及び犢販売手数料等販売収益が全体の四一・七%、種牡牛の管理による収益が二八・一%と両者で約七〇%という相当に大きな比重を占めていることはみのがせない。種牡牛管理収益の主たるものは、種付料で一頭につき一、〇〇〇円を徴収することになっている。組合員個人別の出資口数については詳らかでないが、収益源の三分の二を前記二事業によつてしていることは、この両事業に対する利用の状態が各個人によつて当然差異があるものと考えられるので、組合運営上に微妙な影響をもたらすであろう。

役員は、理事一六名（うち一二名は正組合員であること）と監事三名で、理事の中から組合長一名、副組合長二名を互選する。役員任期は三年であるが、再選は妨げない。三一年三月における役員その他役職兼務状態をみると第五表のようであるが、これによつて組合役員性格の一端をみる事が出来る。即ち、これら組合機能担当者の大半が郡町村ないし部落における要職を兼務しているか或は、以前に同様の要職にあつたもので地区における有力者とみることが出来る。

組合の事業執行機関は理事会であるが、これに対する助言ないしは執行決

参加組織となつていない。

Ⅲ 酪農協同組合と他の団体との結合形態をみると、それが郡を中心したものでありその系統性は県段階に止り全国段階にまで至つていない。これは、各地域に散在する酪農地域が各々の乳業資本と切り離して存在し得ない現状にある以上、この乳業資本の異系統性と関連して生産者の系統組織化を困難にしている。また、比較的高度の技術知識と資本を乳牛の飼養が要求する以上、必然的に急激な飼養密度の高度化を望むことが困難であるから郡単位としてでなくては組合としての事業ができないことによるものと考えられる。

〔註〕 こゝに言う組合機能担当者が地域における有力者ないし指導者であるということは、以下のような意味をそこに含んでいると考えられる。即ち、乳牛の導入が当該地域における社会経済的地位の高位にある地主・富農層を通じてなされたのであり、必然的に彼等が飼養について諸々の相談役的な役割を果たしてきた。従つて、新興酪農家は飼養或は生産物販売等に関して彼等の意見を無視ないしは対立して経営することが比較的困難である。近代的商品経済の滲透による企業者の觀念もこのような社会的結合關係の欠陥を是正し得ず、所謂第一次社会集団としての觀念が相当に根深く支配していることは組織の近代化を阻む大きな要因となつてゐる。従つて、地域内における有力者ないし酪農指導者層との対立は、これが生産から生活にまで全面的な対立となつて現出する可能性を包蔵している。この小地区内における階層性は、勢い組合總會における発言を或程度規制しているとみることができ

る。

組合事業の全てがこれら機能担当者の性格によつて左右されるとはいえないが、彼等が重要な役割を演じていることは右の事情によつても明らかである。従つて極言するならば、酪農協同組合と乳業資本との関連をその組合の実施事業からみることを一面とすれば、他面においてこの組合機能担当者の性格をみることによつてその組合の性格の一端を窺知することができるであらう。

四 事業内容の分析

定款において「酪農民が協同して酪農生産力の増進と組合員の経済的社会的地位の向上を図り……」とうたつてゐる

が、そのために実施している事業は大別して次の六事業である。

(一) 技術指導事業

- 1 種牡牛及び優良牝犢の保留奨励による集約管理^(註)
- 2 乳牛品評会・共進会の開催
- 3 乳牛の登録・登記の取扱い
- 4 牛乳検査

〔註〕 乳用牛の改良増殖の奨励・促進を目的として優良牛保留規定を設け、年間二〇頭以内を優良牝牛として設定し保留奨励金をまた基礎牝牛として選定されたものについて各々一頭二万円以内を交付することになっている。これらの選定は、何れも理事会において行うことになっている。

(二) 経営指導事業

- 1 飼料採種圃、飼料自給経営地の設置、指導、奨励

(三) 販売事業

- 1 牛乳委託販売
- 2 牝犢販売市場の開設
- 3 牡犢販売斡旋

(四) 購買・加工製造事業

- 1 飼料作物苗種、飼料、酪農用具、薬品等酪農経営諸物資の取扱い
- 2 配合飼料の製造

(五) 教育及情報の提供

- 1 任意実行組合の会合を通じて組合事業の浸透を図る

酪農における協同組織とその問題点

第6表 事業別収支内訳表 (昭和30年度)

事業別	事業収益	直接事業費	事業管理費	剰余(不足)額
購買	2,985,041 ^円	2,875,148 ^円	95,573 ^円	14,320 ^円
販売	3,122,360	161,637	144,212	2,816,511
内 牛乳販売手数料	2,598,340			
犢牛販売手数料	524,020			
種 牡牛管理	2,128,740	1,093,543	619,850	415,347
内 種 付 料	2,124,200			
種 付 奨 励 費		784,350		
加 工 製 造	65,302,048	63,640,708	1,026,805	634,535
指 導	475,810	660,285	405,704	- 590,179
共 通 管 理 費 用			3,091,914	-3,091,914
内 人 件 費			2,305,924	
事 業 外 損 益	465,594	330,516		135,078
期 外 損 益	18,000	100,000		- 82,000
計	74,497,593	68,861,837	5,384,058	251,698

いる。酪農民の経営成果である乳価は、年平均一升当四六・一二円と比較的低価格におさえられているにも拘らず郡内生産乳の約九〇%がこの価格で乳業資本と取引されている。従つてこの点からすれば酪農協は、酪農民と乳業資本との

2 酪農青年会、酪農婦人会の活動助成

3 印刷物の適時配布

(内) 団体協約の締結

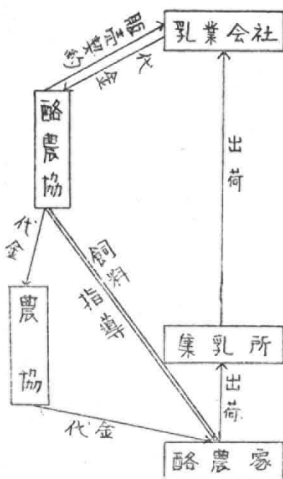
以上が、定款の事業項目としてあげられた一六項目の集約である。そして、各事業毎に二ないし三人の委員を担当させ、これが運営にあたらせている。

酪農家に対して技術・経営指導及び販売購買事業を通じて酪農経営に結びついているわけであるが、これらの事業は各々どのような重点をもつて実現されているかを事業別収支内訳によつてみよう。

事業による収益即ち剰余額のがつているのは、販売事業の二、八一六、五一一円、加工製造事業の六三四、五三五円、種牡牛管理事業の四一五、三四七円とこの三事業であり、購買事業はかうして採算がとれている。これら剰余をあげている各事業の具体的内容を示せば、第七表から九表の通りである。

事業部門のうち、最大の剰余額を示すのは販売事業であり、その中で牛乳受託販売手数料(一〇〇分の二)がその過半を占めて

第2図 牛乳消流図



定の乳業資本に牛乳が商品化されるわけである。乳業資本は何よりも先ず処理所(クーラーの設置)によつて、酪農民

酪農における協同組織とその問題点

このように、処理所ないし工場が設置されていることによつて特

れる。

Ⅲ 工場についての牛乳は、直ちに工場員の手によつて検査され冬期は乳製品工程、夏期は阪神間にある同系工場に市乳化のため搬出される。

Ⅲ 乳業会社の集乳自動車、各集荷所及び処理所を巡回集乳する。

Ⅲ 童が行つているところもある。

第7表 販売事業内訳表(受託牛乳) 昭和30年度

取引先	数量	金額	一升当
明治乳業	24,853.74	114,644,524	46.12
郡内市乳業者	2,370.02	11,946,477	50.82
	27,223.76	126,591,001	

第8表 販売事業内訳表(乳用犢販売) 昭和30年度

種別	頭数	金額	一頭当
乳用牝犢	621 (400)	26,170,150 (30,720,100)	42,142 (76,800)
乳用牡犢	595 1,126	965,550 27,135,700	1,912

註 () の数字は28年度の成績である

第9表 購買事業内訳表(購買品目別) 昭和30年度

種別	品目	金額
飼料 種苗 酪農用具 薬	ビール粕他	11種 2,003,465
	ナンバ種子他	24種 393,391
	牛乳罐他	10種 542,545
	D D T 他	5種 45,640

間にあつて牛乳という商品の流通を媒介として介在し、単に乳業資本と牛乳の出荷契約をとりきめる所謂特約出荷組合ないしは中間手数料機関化の傾向を指摘することができ

る。

牛乳が商品化される過程は、大体次のようである。

I 生産乳は、部落の中央に設けられた牛乳処理所に搬入され秤量、冷却される。

II 冷却された牛乳は、酪農民が輪番制によつて村の集荷所に運搬するが、この作業を学

を自からの掌中におさめることに努める。これに対して、経済的に零細な酪農民を成立基盤とする酪農協は処理所の設置に対する財政的負担に耐えることが困難なために、集乳処理の一切を乳業資本に依存する安易な方法をとるか或は設置のための援助を乳業資本に求めるか、ないしは全然乳業資本と関係なく独立したそれをもつかの何れかであるが、当地域においては最初の一歩容易な方法をとつてゐる。酪農協による集乳事業が、乳業資本の輸乳費を軽減させるものであるという意味を含むにしても、酪農民に現在のような庭先乳価による取引を強いている場合よりも高乳価を期待し得るのみならず、集乳活動を通じて組織の強化を図ることができよう。この組織の強化団結を根拠として、乳業資本と對抗する手段を保持し得る。この集乳活動の有無を一視点として組合の自主性を考えた場合、乳業資本に対する自主性喪失ないしはその根源の一端をみる事ができよう。

一 販売事業のうち、今一つのものとして乳用牝牝犢牛の販売斡旋がある。その中特に牝犢の販売は、郡畜産連合会との共催による「せり市」の開催によつて手数料（二〇〇分の四のうち組合一〇分の六、郡畜連一〇分の四）収益をあげている。この「せり市」において、組合機能担当者が如何なる役割を果しているかは明かでないが、組合としては市場名簿の作成、案内状の発送、生産積血統書の申請及び責任、貨車トラックの積出等の斡旋を行つてゐる。この年四回（四・七・一〇・一月）開催される「せり市」は郡畜連との共催事業ではあるが、その市場経営自体が本来の組合事業からはみ出した性質のものである限り、その良否を明かにすることは容易でないように思われる。しかしともかくも組合としては、市場経営に際して主導権を握ることが絶対的必要条件であり、同時にこれと並行して基礎牛の育成ないし優良牝犢の保留に一方の支点をおく必要がある。二年間の比較では速断でき難いが、販売頭数が増加の傾向を示していることは当地域酪農の発展方向の一つを示唆しているようにも思われる。しかし、この販売増加の傾向も一頭当価格を比較した場合には激減しているもので、これは基礎牛の資質低下が一要因であるように考えられるが、取引方法にも一考を要する点があるとも推察される。取引に当つて「馬喰」の果す役割は明かでないが唯、これが郡畜連との共催であるという

点から市場運営の民主化にとつては有利なことがあろう。

乳用牡犢については、組合の売買契約者と出生即日時価取引をすることになっており、牡犢売買について十分な資料を用意することが事実上不可能であり、所謂「談合」によるかなしいしは買入側の一方的買値で処分することになるものと思われる。

加工製造事業及び購買事業は、牛乳代金と差引く方法がとれるので運営は容易である上に、一括購入の便宜もあり事業として容易に行われるもの、一つである。特に加工製造事業は飼料の配合が全てであり、大・裸麦糠、脱脂糖、大豆粕、麩等を季節に応じて配合しその配合飼料中に含まれる可消化粗蛋白、養分総量の割合に応じて一〇二号と称し、八貫、一〇貫吠を販売している。この飼料購入をめぐる総合農協との対抗関係はみられないが、酪農家が散在している現状では集乳事業と併行して飼料配付が行われるならば極めて有効であると考えられる。昭和三〇年度における年間乳代金が、一二六、五九一、〇〇二元（月平均一〇、五四九、二五〇円）、飼料売上高六四、二九五、五〇二元（月平均五、三七四、六二五円）であり、酪農民は乳代の約半分を飼料代に当て、いることになる。なお、当地域酪農業の飼料自給度は三八%といわれており、高度に購入飼料に依存した経営であることが組合存立の一点となつている。この自給飼料の問題は、畦畔にまで飼料作物のみられる現状からすればこれが飼養頭数に対して或る限界を示すものであるにしても、総面積の八割を山林・原野が占めている山村であり、この採草原野の解放利用については今後考慮を要する問題であろう。自給飼料の不足を如何に克服するかによつて、飼養頭数の増加を望み得ると同時に牛乳生産費がそれだけ引下げられることは周知のことである。

人工授精所の設営は、乳牛の飼養頭数が一、〇〇〇頭を超えた昭和一八年に人工授精採用に始まり、昭和二七年分散した種牡牛を一ヶ所に集約管理することに着手している。これによつて、I 種牡牛の選択自由、II 近親繁殖の弊害除去、III 管理経費の節減等利益は大きいと組合側ではいつている。この事業に要する資金は、殆んど自己資金によつて

第10表 種付頭数及び授精成績

年次	頭数	授精率		
		一回	二回	三回
昭和27	721 ^頭	43.7%	72.9%	96.2%
28	1,729	54.9	81.8	90.9
29	1,631	55.0	77.0	89.0
30	1,956	57.5	84.0	94.0

ろが大きいと考えられる。

指導事業は、資金を多く要する割合に直接的収益は少なくその効果も速刻には現れ難いものである。収益の主なもの、組合員一人一〇〇円の賦課金と技術員設置補助、県委託採種圃補助金である。指導費用六六〇、二八五円のうち技術経営改善費（育成牛・牝犢品評会、県委託採種圃経営費）が一八九、〇六七円、教育情報費二〇、〇〇〇円、研究調査費六三、八七五円で指導事業費用の約六割が奨励費に当てられている。即ち、優良牝犢保留奨励金及び乳用基礎牛に対する奨励金がそれである。従つて、この事業において重要と思われる技術改善等に関してはそれが直接生産的に結びつくところが少く、その上酪農民の地位向上のための教育ないしは情報の提供にいたつては資料の蒐集すらも満足できないであろうと思われる額に制限され、実際には若干の印刷物を配布するに止つている。しかし、郡酪農青年会及

いる。現在種牡牛四頭、授精師が五ヶ所の授精所に配置されている。事業収入の大部分は手数料（一頭一、〇〇〇円）によるものであり、支出においては授精師の人員費が多くの割合を占めている。この支出の方法は、一頭種付（授精まで）することにより四五〇円を支払うという方法をとつている。一日平均種付頭数は五頭、一頭当授精回数は平均一・八回である。種付の状態をみれば第一〇表のようになつてゐる。この事業において注目すべきことは、種牡牛の集約管理という形態である。即ち、四頭の種牡牛を冷蔵庫の設備をもつ授精施設のもとに管理し郡下五ヶ所に人工授精師を配置して出先の施設をおく形態をとり、これへの精液輸送によつて授精所としての機能を果していることは非常に合理的な形態と考えられる。このような形態がとられることによつて、乳牛の分布状態に応じた施設配置が可能となり授精所の乱立ないしは種牡牛の不必要な飼養をなくすることもできる。この形態がとられることは、酪農民の負担を軽減するものであり乳牛資質の改善によつて酪農経営の安定ないしはその発展に寄与するとこ

び郡酪農婦人会へ若干の補助をすることによつて、これらの層への結合、育成に志していることは酪農發展に影響を及ぼすところが大きいこととして注目しなければならぬ。なお、酪農技術の指導は、畜産技術員二名、農業技術員一名が主として担当しているがこの外に郡畜連の畜産技術員一七名を囑託としていることは、乳牛の飼養が分散的であるところから郡という広大な地域を組合成立の基盤としている以上これは妥当な方策である。しかも個々の酪農家にとつて乳牛の飼養が経済的に負担の大きいものであり、また高度の技術が要求されるところから技術部門の充実は当然要求されるところであろう。従つて、この技術陣を如何に活用するか即ち酪農民と技術陣との結びつきが問題である。

管理費の大半は人件費で占められている。

当酪農協で行つてゐる事業をその内容から検討すれば、以上のようなものであるが一言にしていうならば、各事業の手数料によつて余剰を出しておりこれによつて運営されているといえる。従つて、流通部面のみ経済的立場が重視され、これが実現されているともいえる。特に有力な収益源が牛乳受託販売手数料であり、この生産から集荷所まで一括取引契約という流通事業がなければ組合としての機能化は実現し得ないのである。かくて、工場をもたない組合においては、牛乳が高度の鮮度を要求される性質上、乳業資本の存在がその取引において主導性をもつことは明かである。ましてそれ以前の状態、即ち集乳事業を全く営まない組合にあつては単にその組織は手数料取得機能化する場合が多い。従つてこの場合における手数料の性質は、その組織体ないしは事業の運営に必要な物件費即ち原材料・償却費等と人件費以外に幾分の利潤をそのなかに包含しているものとみることもできるわけである。

五 団体協約に関する活動

この活動の主体は、対乳業資本との交渉と考えられるので、こゝではこの問題のみに限り生産乳取引形態とその意味するところについてふれる。

既述のように当酪農協最大の収益源は、販売事業特に牛乳受託販売手数料に求められている。このことは、酪農協が酪農家と乳業資本の間にあつて所謂牛乳を媒介とする流通機構として機能化することによつて存立しているといひかえることができる。このような場合においては、工場経営の主体が何辺にあるにしても酪農経営の成果を示す乳価の問題は酪農民にとつて重要な意味を含んでいる。特にその主体が独占乳業資本である場合においては、乳価決定に酪農民の意向を反映させることは何よりも重要なことであり、極言するならば酪農協の事業としてこの問題のみに終始しても存在の意義は充分に認めることができる。

Ⅰ 生産乳取引問題

生産乳は既述のように、集乳処理製造及び販売の諸行程を乳業資本に依存している。生産乳取引の主要内容を示せば次のようであるが、これは取引先が一社の時のものでそれらが二社になつてゐる現在では、両社の取引割合を七対三としてゐるがその契約内容は詳細には明かでない。

- (一) 酪農家は、生産乳の全てを会社に売渡し会社はこれを拒絶しない。
- (二) 原料乳の売渡しは各集乳所とし、重量乳質は工場着時に格付する。
- (三) 乳価は三・二%を基準とし、〇・一%増減毎に一円、二等乳は八〇銭を増減する。——三・二%以上一等乳に限り一升につき二円、三%以上は一円の奨励金を給付する——
- (四) 乳代は、酪農組合へ一括して支払う。
- (五) 脱脂乳を、那内産物の哺乳牛に限り無制限に売却する。
- (六) その他必要事項は、乳業会社の酪農経営協議会と酪農組合が協議の上決定する。

この取引内容からみれば、取引の中心が買手即ち乳業資本におかれてゐる。しかも生産乳は全て引受けるという条件は、酪農家をして安心して経営に従事させることを可能にし、他面工場として常に一定量の原料乳を安全確実に確保し

得るわけである。その上、原料乳に対する奨励金或は脱脂乳の払下げ等の酪農政策の実施によつて酪農民を把握する。この購買者独占の形態は、酪農民が特定の乳業資本に生産乳を販売する以外には経営を継続し難いことを意味する。従つて、このような状態のもとにおいては酪農民は生産乳取引市場から遮断された状態のもとにあるわけである。昭和三一年來、二乳業資本を取引の対象としているものの、各乳業資本は明確に供乳地域を区分することによつて地域独占の形態をとつており、これによつて原料乳の確保と製品原価をより廉価なものにしようとするあらわれともいえる。そして二乳業資本は、供乳地域即ち原料乳獲得をめづつて一時的に高乳価を示しはしたが現在では相互に不利な競走することとはなく逆に乳価の統一を図つている。この生産乳取引に関する組合の活動は、それが集乳活動を行つていない弱さをもつところから取引協約の一元二社取引を主張し、これに違反するものは組合施設の利用停止を声明することによつて組織の分裂を防いでいる。従つて、生産乳取引の主体は、あくまで二乳業資本にあつて酪農協はこの点に關しては副次的立場にあるといえる。^(註1)

II 乳価問題

生産乳取引乳価が、庭先価格であることは前に指摘した。即ち、集乳業務は乳業資本が担当しているのであるから、価格は酪農民が搬入する場所で工場側が受取りに来る場所即ち集乳所までの価格であることは当然である。従つて、工場から集乳所までの巨離が遠くなればそれだけ価格は安くなりこの価格と巨離とは反比例することになる。六八ヶ所におかれた集乳所をみると、それから工場までの自然巨離は八キロから二〇キロで所要時間は三〇ないし五〇分である。また、遠隔地ほど乳牛頭数が少なくなつていたので、これが集乳石数及び集乳費に關連して当然自然的巨離からする地域の乳価格差を現出させる。北海道バターが、この遠隔地域を集乳源として進出したのも、こうした事情がそれを容易にしたものと考えられる。

乳価の決定は、一応總會においてその方向が打出され、それを基本として組合側役員と工場側とが協議することによ

つて決定される。従つて、酪農民としては役員の組合意識の程度に全てを依存していることになる。実際には、乳価折衝の基本的態度として「酪農民と乳業会社とは親子以上の関係にある」という長い年月にわたつて培われた伝統的觀念を指摘することができる。従つて、乳業資本が資本としての立場即ち、工場経営採算性をその基本的要件としているのに対し、集乳機能まで乳業資本に依存している組合としては容易にこの幻影的相互依存の觀念を拭い去ることができない。両者のこのような基本的觀念の差は、乳価決定に際する主導権の掌握に影響し必然的にこれを乳業資本に握らしめる。そして、工場をもたずに酪農家と乳業資本の間にあつて媒介的機能を果す酪農協は、乳価の決定に際して酪農民の意向を反映せしめることが何よりも必要視される基本的な命題であるにもかかわらず、これが背後においてやられてしまいがちになる。

これに対して酪農民は、乳業会社が脂肪率三・二%を基準とする価格の外に贈与的性質をもつた基準価格補整金を支払うところから、公正乳価を明瞭に把握していない。しかも脂肪率三・二%を基準としているとはいつても、その一%価格決定の根拠が明示されていないので基準乳価プラス追加贈与金の合計額及び直接乳価に影響する二等乳を如何にして防止するかを念頭におきがちである。

昭和三〇年一月から二月までの乳量及び価格を示せば第一一表のようである。即ち、年平均四四円九四銭と決して高い価格とはいえない。しかし三一年初頭から五〇円を前後しているが、この高価格を記録せしめた原因は今までの原料乳買手独占市場の破壊によるものである。即ち、既述のように従来の一社による市場独占に対抗者が出現した結果によつてもたらされたものである。(註)この買手独占市場の複占化は、従来の原料乳価としての取引から市乳価取引にその形態を改めはしたが、その結果による乳価高騰現象も一時的なものに止つている。即ち、三一年三月から始つた市場複占化への摩擦は、三二年夏期に五七円と高騰したが八月には五五円プラス奨励金、九月五五円、一〇月五一円と漸次引下げられ二乳業資本は乳価協定が方法によつて工場経営採算性を前回に強くおし出し、組合ないし組合員の要求とは相

第11表 乳量・乳価の月別変遷 昭和30年度

月別	1	2	3	4
乳量	2,335.08 ^石	2,200.84	2,440.18	2,507.10
価格	10,218,830 ^円	9,499,383	10,025,362	10,278,110
一升当	43.74	43.16	41.08	40.99
月別	5	6	7	8
乳量	2,756.51 ^石	2,314.80	2,103.87	2,107.34
価格	10,989,907 ^円	9,760,876	9,408,320	9,475,905
一升当	39.86	42.16	44.71	45.06
月別	9	10	11	12
乳量	2,081.81 ^石	2,090.90	1,947.64	2,150.21
価格	9,544,182 ^円	9,476,792	8,901,153	9,861,966
一升当	45.84	45.28	45.70	45.86

ると同時に、自から生産した生産物の小売段階にまで至る各段階の取引価格調査、工場における製品原価調査、酪農民の生産費調査等を行うことによつて流通過程における「媒介機関」としての役割を果す必要がある。

〔註1〕 明治乳業は、昭和一三年に当地域に進出し牛乳の集荷・輸送及び加工生産を業務とする工場をもつ。原料乳は、毎年三月から一〇月までは市乳源としてすべて大阪の同系工場に輸乳し、十一月から二月までの期間は三分の一を市乳源として輸乳し三分の二を同工場で乳製品化する方法をとつている。新らしく進出した北海道バターは、工場をもたずすべてを大阪の同系工場に輸乳している。集乳量は、一日平均明治七〇石、北海道バター三〇石であり、両社と販売取引契約を結び、乳代金は酪農協でプール計

背離するものゝ工場なく集乳機能を欠く組合としてはその独立性を維持することができず決定乳価を酪農民に納得させる役割を果してきている。酪農協は、この乳業資本依存を基本としているのでこの乳業資本の存在が酪農経営浮沈の決定条件となり、それ故に乳業資本との接点において一歩後進の条件下におかれている。なお、乳質の検査はすべて会社側で行われるが、これには生産者が立会うことを原則とする。しかし、実際には殆んど実行されていないようである。工場に売渡される牛乳の脂肪率は平均三〇%であるが、個人別に行つた結果より会社側の行つた結果は常に低いにもかかわらず、これは合乳過程を経たことから生じたものとして問題にしない。また、これをめぐつての紛争もみられない。しかしながら酪農協としては、乳業資本による収奪を放置して生産指導を行つても意味が少く今一歩前進するために、部落組織を単に手数料取得圏としてではなく生産単位として把握す

算をする方式をとつている。

〔註2〕 北海道バターは進出の基点を部落即ち単位実行組織に求め、比較的明治の工場から巨離があり飼養頭数も少い部落の指導者を掌握する方法をとつた。この小地域直接取引形態の現出によつて、組織の非独立性を露呈しこれは組合員に対する不信に発展し、この結果は組織力を強化することに作用せずかえつて分散して弱体化した。しかし、これも独立組織への一過程を見ることが出来る。

六 自主性確立のための若干の指摘

当該酪農協は、経営事業体として運営されているのであるが、その成立基盤とする酪農民の生産過程とは必ずしもうまく結びついているとはいえない。従つて、少しでも農民的性格に近づくための障害となつている問題を指摘しておく必要がある。

第一に、組合機能担当者の性格ないしは協同意識の程度である。これについては既述の通りであるが、機能担当者の多くが各地域の古い社会関係の上に立つて地域酪農の指導者であり、またこれが他の要職をも業務していることから障害である。即ち、従来の米麦中心の農業経営に酪農部面の導入という従来の農家にとつては非常に進んだ商品経済の滲透によつて近代的商品経済と接触する機会が多いにも拘らず、彼等の社会内部における結合関係は個人よりも家が優先する家族主義的観念が支配的であり、従つて個人の地位或は行動の背後には常に家、財産、家格、祖先等が潜在しており、これを基本とする身分的關係が社会関係を規制しているのである。それ故に全く新しい指導者の現出は、とりもなおさず酪農民が商品生産者としての意識を行動化したときである。生産乳取引をめぐつて組合事業の批判、機能担当者不信任へと発展はせしめたが、役員改選の結果は一人のうち新しく役員となつたものは三人、他の一人は元或は前役員が再選されている。このことは、前述の事項を裏書きしているといえる。これは、各部落別に選挙において推薦形態をとるところに問題を含んでいる。しかし、常に商品経済と接触点をもつていことから、彼等の社会結合観

念を漸次近代的なものに近づけさせている動きをみる事ができる。例えば、生産乳取引をめぐつて「明治は年間を通じて市乳価格で原乳を買ふと約束し、すでにそれを実行しているのだから乳価が低いことは絶体でない。また近くに工場をもつてゐる点で有利だ」と役員側が乳業資本による決定乳価を徹底させる発言をしてゐるのに対して、酪農民が「明治に販売してゐた原乳の価格は、全国平均よりはるかに高いと組合役員に聞かされ我々もそれを信じていたが事實はそうでなかつた」として従来の生産乳取引形態を原料乳取引から市乳取引に変えしめたこと。また、昭和三十一年七月の乳価が両社共に五七円を提示しているにも拘らず、なお北海道バターが生産乳を獲得してきた例が示すように、これらは、従来の役員組合から自からの組合への前進的意識化ないしは商品生産者としての自覚の一つの現れともみることができよう。

第二は、役員の仕事企画ないし執行に対する補助機関の活動が不活潑である。このことが組合の機能、特にそれが対乳業資本に関して一元的ないしは独走的ならしめる要因であると考へられる。この補助機関——任意実行組合長の構成する代表者会、総合農協、酪農青年会、婦人会——が組合員の意志を充分に反映して組合事業と結びつかせるための努力がなされなければならない。

第三に酪農の副業視である。第三表に示したように、平均飼養頭数一・四頭、これから得る代金が一〇五、五〇〇円であり現金収入源としてはあまりに少く、農業経営において他の営業要素と関連せしめて運営しようとする意欲を欠くところが多い。このことは、兼業農家が三分の二を占めてゐることからも推察することができる。

第四に酪農経営に対する知識の不充分なこと。特に左記の事項については、組合の教育事業の一環として或は酪農青年・婦人会活動の基本として要求される。即ち

- (一) 飼料、種付、病害等経営技術に関する理解
- (二) 生乳取扱、乳質検定についての知識

(三) 経営帳簿についての理解と記帳

(四) 乳業資本の性格、資本運用の基本法則の把握即ち乳業会社に関する知識

第五に、酪農組合が個々に独立して連合会組織の劣弱なこと。しかも形態的には郡を統一した酪農組合形態をとつて
いるが、北海道バターの浸入にみられる如く実質的には部落実行組合が単に統一化されたものともみることが出来る。

第六に、乳業資本が原料乳確保のための政策の一環として酪農業の発展に有機的に結合してきたこと。このことが酪
農協ないし酪農民を乳業資本に依存して自主性を欠き或はその組織力を分散する外部的要因の一つとなつてゐる。即ち
酪農発展の初期における諸資材の斡旋或は酪農指導は、酪農民の掌握を容易にし「乳業会社と我々は親子以上」といつ
た観念をうえつけた。しかも生産乳は全て引取るといふ条件、基準乳価を補整する奨励金の加算等原料乳確保のため
一連の酪農政策は、酪農民の合理的掌握と組合をしてその支配力の伝導機関としての役割ないしは緩衡的役割を果させ
たのである。このような酪農協の性格は、既述の集乳地盤をめぐる乳業資本相互の競争の結果が従来の特約御用組合的
性格を自主的なものに変えせしめることなく、実質的にはその組織を分裂対抗的にさせる結果となり、総合農協の指導
力にも何ら変るところがなかつたのである。このようなみじめな状態の現出は、農民的協同という基本条件の確立に関
して農民相互の不統一性ないし非主体性を指摘しなければならない。

七 酪農協同組合と総合農業協同組合

運営図においてみたように、当該酪農協と総合農協とは事業的に何ら関連するところがない。ただ、総合農協は酪農
民の乳代金を酪農協から一括して受け入れる一時的預金機関としての役割を果しているにすぎない。従つて、酪農協が
独立組織として酪農に関するほとんどすべてを掌握し、総合農協は何らこれに関与することなく副次的性格をもつにす
ぎない。しかし、酪農民の活動基盤である酪農協の対乳業資本における機能化が、単に牛乳の集荷に止つて集乳化段階

にまでも進展していかない。これを対乳業資本の問題としてみた場合、それは単に酪農協の事業として限定したものでないと考えられる。即ち、総合農協の農民組織としての意識のもとにおける活動が望まれるのであつて、いかに協同意識より経済的意識が先行するとしても酪農家、酪農協、乳業資本の外にあつて傍觀的存在であることが許されてはならない。

しかしながら現実には総合農協がこのような傍觀的存在であることは、酪農家が全農家戸数の二割にも満たないところから、これが積極的に参加しえない一つの要因になつてゐることも考えられよう。しかも、農業経営改善の一環としての酪農が零細農家のなかにあつても比較的地位の安定した農家を中心としてゐるのに対して、総合農協の成立基盤とするところは、これらの農家層を勿論含んだそれ以下の貧農層をも全て包含している点においておのずから性格を異にする根源があろう。しかし、やゝもすれば乳業資本に従属して存立しよい部面をもつてゐる酪農協の現状を克服するためにも、またこれが組織の独立性のためにも、酪農をその地域農業経営改善の一環として把え、その故にこれが発展を望むならば酪農に対する関与に無関心であつてはならない。勿論この場合の総合農協は、所謂米・麦の取扱いを中心としてこれからの手数料収益の上にあぐらをかき、しかるが故に事業不振に悩んでゐる農協であるかないしはようやくこの食管制度でその組織(経営体)を支えているものであつてはならない。即ち、手数料収益を存立の基盤とする農協にあつては——現実にはこの種の農協が一般的な存在であるが——これが酪農事業の導入は、いきおい新たに加わつた貴重な収益の源泉の一つとして酪農を把えると同時に、これを赤字補填の役割を果すにすぎなくするであらう。従つて、このような場合における農協活動には、その組織をして農民が常に日常の問題をもちこむための門戸の解放と、それがための意志を農民にもたしめること、酪農に限らず各生産部門の特殊性が充分に活かされると共に機動性が要求される。

このように、酪農協と総合農協の現在の農民組織を代表する二つの組織をみた場合、それが同一の農民をその構成員としてゐるのであるから、この両者の間にはおのずから共通の問題点があらう。例えば、信用事業からの接近もその一

つであらう。このようなことがなされるならば、両者の共同行動はこれを通じて比較的容易に確立することができるものと考えられる。即ち、農民の経済的地位の安定ないし向上のためには、生産部門別組合に分裂して農民の力を分散するのではなくして、實質的に資本構成を高度化することによつて取引を有利なものとすると共に、農民相互の生産部門別競争はさげなければならぬ。この場合、現在の生産部門別特殊農協は、総合農協内部に独自の部門と機能とをもつて吸収されることになりその特殊性は消滅することなく維持されるものと考えられる。こゝに明記しなければならないことは、乳業資本に隷属する酪農組合はそれがたとえ法人化されているものにおいても、それが具有する特約組合的性格はおよそ協同組合的存在とはみることができない。

農業協同組合の基本的存立条件は、それが経済的組織でないし集团的資本主義的施設であるかぎり、これは現在の経済機構を前提としてそれに順応することがその存立を可能にすることゝ考えられる。従つて、農業協同組合の活動はその主体となる前資本主義的狀態にある農民の生産ないし流通段階を結集し常にこれを組織の基礎とすべく志けると共にこれに背を向けた活動は独占資本従属化以外のなものも意味しないし、また協同組合としての存在の意義を失う。換言するならば、従来とられてきた米・麦を中心とした結合意識から脱却して、地域の農業生産構造の変化に対応しそれを基礎とした結合形態が要求される。従つて、このような基礎をもつた結合形態においてはじめて農民の集合体として農業生産の発展に必要な存在となるものと考えられる。特に農業協同組合が流通部門において果す役割は、所謂流通過程における「中間経費の節約」にあるのではなく、むしろ農産物取引市場においてその変動にいかに対応し、その価格をしていかに有利に実現するかにある。この市場における農産物価格が、供給・需要両者の勢力関係によつて左右され得る部面がある以上、各生産部門をして独占的供給者としての力を潜めている生産者を構成員とする農業協同組合としては、現在の米・麦を中心とする結合意識がもはや重要な意義を有しなくなつてきていることをみとめる必要があるといえるであらう。